

**加入者及び実施事業所の事業主の皆様へ
基金規約変更のご案内**

千葉県日産自動車企業年金基金

2021年4月1日付で基金規約の一部を変更しましたのでご案内します。

1. 変更内容

65歳に到達すると、基金の加入者の資格を喪失します。今般、資格喪失後も継続して事業所に勤務している場合は、退職されるまでの間、支給の繰下げができるように規約を変更しました。ただし、受給する脱退一時金又は老齢給付金（年金・一時金）の額は変わりません。

2. 変更の狙い（メリット）

65歳到達により加入者の資格を喪失し、事業所に勤務したまま一時金を受給した場合、その一時金の所得は一時所得となります。今回の規約変更により、事業所を退職するまでの間支給を繰下げ、退職時に一時金を受給すると、その所得は退職所得となり、税制面での優遇措置を受けることができます（特に勤続年数の長い方のメリット大）。

【一時所得】

一時所得の控除額は50万円。年間の一時所得の額が50万円を超えた部分については、他の所得と合算し確定申告を行う必要があります。

【退職所得】

退職所得の控除額は加入者期間（勤続年数）に応じて増加します。なお、最低控除額は80万円です。

【計算式】 勤続年数 20 年以下の控除額 : 40 万円×勤続年数 勤続年数 20 年超の控除額 : 800 万円+70 万円×(勤続年数 - 20 年)
--

【例】 勤続年数 20 年の場合の控除額 <u>800 万円</u> = 40 万円×20 年 勤続年数 30 年の場合の控除額 <u>1,500 万円</u> = 800 万円+70 万円×(30 年 - 20 年)

課税対象となる金額計算の優遇措置：「退職所得の控除額」控除後の額の1/2に課税

課税対象となる一時金額 = (一時金額 - 控除額) × 1/2
--

3. 繰下げの申出（手続き）等

65歳に到達し、加入者の資格を喪失した時に「給付選択申出書」により、脱退一時金又は老齢給付金（年金・一時金）の支給の繰下げの申し出を行ってください（その後、退職時に一時金の受給を請求してください）。

なお、今回の規約変更は、65歳到達時に新たに支給繰下げの選択肢を設けたものですので、引き続き今まで通りの選択も可能です（65歳到達時に一時金又は老齢給付金（年金・一時金）を受給）。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL：043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河